

仮置場確保にむけた国有林野の提供		施策番号046
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	農林水産省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	④	
平成23・24年度の予算措置の状況		
施策の内容		
<p>地方公共団体等から、東日本大震災により発生したがれきの一時置場や除染に伴い発生する土壤等の仮置場として国有林野を使用したいとの要請があった場合は、国有林野の無償等による提供を実施するもの。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>除染土壤等の仮置場として、国有林野の提供実績は、8月末時点で1市2町1村において、約4haを提供。 今後も、地方公共団体等から、除染土壤の仮置場として国有林野を使用したいとの要請があった場合は、国有林野の提供について積極的に協力する予定。</p>		

放射性物質汚染廃棄物処理事業		施策番号047
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	④	

平成23・24年度の予算措置の状況

【平成23年度(第3次補正)】

放射性物質汚染廃棄物処理事業: 45,148百万円の内数【一般会計】

【平成24年度】

放射性物質汚染廃棄物処理事業: 77,224百万円の内数【復興特会】

施策の内容

- 放射性物質汚染対処特措法に基づき、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。
- 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物に該当しない8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理が促進されるよう取り組む。

施策の進捗状況及び今後の予定

【対策地域内廃棄物】

- 平成24年6月に南相馬市、楢葉町等の対策地域内廃棄物処理計画を策定。
- 南相馬市の1箇所では仮置場造成工事を開始、楢葉町の2箇所では仮置場造成工事を発注済み。
- 仮置場や仮設焼却炉の設置場所について、自治体と調整中であり、決定次第事業発注を実施予定。
- これら施設の設置のためには、地域住民の方々の御理解を得ることが必須であり、住民説明会の開催等、十分な説明機会を設けていく予定。
- 中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について(平成23年10月29日環境省)」に基づき、実施することとしている。

【指定廃棄物】

- 福島県内で発生する10万Bq/kg以下の指定廃棄物については、富岡町にある民間管理型処分場での処分を行うべく、関係者と調整を実施しており、引き続き調整を行っていく。
- 8,000Bq/kgを超える指定廃棄物(農林業系副産物、下水汚泥)については、保管スペースの確保等の観点から、減容化に係る実証事業を実施しており、今後も、引き続き実証事業を実施していく。

【8,000Bq/kg以下の廃棄物】

- 通常の処理方法により安全に処理できる8,000Bq/kg以下の廃棄物については、関係自治体等と連携しつつ、ホームページ等による処理の安全性の周知に加え、これらの廃棄物を受け入れることのできる処理施設への働きかけを行っているところ。
- 今後も、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分が進展するよう、関係自治体等の協力を得ながら、関係省庁と連携して取り組んでいく。

放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施		施策番号048
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	④	

平成23・24年度の予算措置の状況

【平成23年度(第3次補正)】

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 199,663百万円【一般会計】

【平成24年度】

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 372,090百万円【復興特会】

施策の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ①除染特別地域における生活圏の除染の推進
- ②除染特別地域における除去土壌等の減容化
- ③除染特別地域における除去土壌等の仮置き
- ④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
- ⑤線量が相当高い地域における除染実証事業
- ⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
- ⑦正確かつ分かりやすい情報発信等を行う。

施策の進捗状況及び今後の予定

○国が直轄で除染を実施する除染特別地域については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、対象となる11市町村(※)のうち、7市町村(田村市、南相馬市、楡葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村)において特別地域内除染実施計画を策定(平成24年9月28日現在)。そのうち、田村市については7月に、楡葉町、川内村、飯舘村については9月に除染作業を開始したところ。

特別地域内除染実施計画が未策定の町村においても、計画の策定に向け、調整を進める。
※楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

○市町村が中心となって除染を実施する除染実施区域についても、順次計画が策定されているところであり(平成24年9月24日現在83市町村)、これらの地域においても、引き続き必要な財政的・技術的措置を図る。

中間貯蔵施設検討・整備事業		施策番号049
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	④	

平成23・24年度の予算措置の状況

【平成23年度(第3次補正)】

・中間貯蔵施設検討・整備事業 1,051百万円【一般会計】

【平成24年度】

・中間貯蔵施設検討・整備事業 2,000百万円【復興特会】

施策の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物(以下、大量除去土壌等という)については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、(中略)具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県のみを設置する。」とされている。

そこで、本施策は、地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の着実な整備を実施することを目的とする。

施策の進捗状況及び今後の予定

○仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う。